

**第 60 回スーパーマーケット・トレードショー2026 山形県ブース
装飾等委託業務 企画提案募集要領**

1 趣 旨

第 60 回スーパーマーケット・トレードショー2026 にやまがた食産業クラスター協議会が出展する山形県ブースにおいて、効果的な企画及び運営業務を実施することにより、多くのバイヤーを呼び込むため、本募集要領に基づき企画提案を募集する。

2 委託内容

令和 8 年 2 月 18 日（水）から 20 日（金）に開催予定の第 60 回スーパーマーケット・トレードショー2026 における山形県ブース出展に係るブース装飾を中心とした業務一式（別紙基本仕様書のとおり）

3 委託上限額

4,100 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 委託業務期間

契約期間：契約締結の日～令和 8 年 2 月 27 日まで

5 応募者の資格

上記 2 に掲げる業務を基本仕様書に基づき的確に遂行する能力を有する事業者であって、提案した内容について、やまがた食産業クラスター協議会からの電話、電子メールなどによる質問等に対して迅速に対応できること。

また、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- （１） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に規定する者に該当しないこと。
- （２） 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 3 号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう、以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与

する等直接的又は間接的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(3) 過去3年以内に、首都圏等で開催された展示商談会などにおいて装飾及び運営業務を履行した実績を有すること。

(4) スーパーマーケット・トレードショー運営事務局及び山形県ブース出展事業者等関係者と緊密に連絡調整を取れる体制を整えていること。

6 参加申込に係る事項

(1) スケジュール (予定)

時 期	内 容
令和7年9月3日(水)	実施要領等に関する質問書受付期限
令和7年9月10日(水) 17時	参加申込書提出期限
令和7年9月17日(水) 17時	企画提案書・経費見積書提出期限
令和7年9月26日(金)	企画提案審査会
令和7年9月30日(火)	審査結果通知

(2) 実施要領等に関する質問について

① 質問方法

質問事項がある場合は、実施要領等に関する質問書(様式第1)にて電子メールまたはFAXにより提出すること。

なお、電話又は来訪による口頭での質問並びに提案に係る記載方法及び記載内容等については受け付けない。

② 回 答

回答については質問者に対し電子メール又はFAXにて連絡する他、必要に応じてやまがた食産業クラスター協議会ホームページ(<http://y-cluster.jp/>)に回答を掲載する。

(3) 参加申込について

企画提案に参加する者は、次のとおり書類を提出すること。

項 目	内 容
提出書類	参加申込書(様式第2)、会社概要及び類似事業受注実績(様式第3)
提出部数	各1部
提 出 先	11 問合せ及び各種書類の提出先
提出方法	郵送又は持参

(4) 企画提案書の提出について

上記(3)の参加申込を行った者で企画提案を行う者は、次のとおり書類を提出すること。

項 目	内 容
提出書類	①企画提案書(様式第4) ※ サイズは日本工業規格A4とし、ページを付すこと。

	※ スーパーマーケット・トレードショー「山形県ブース」装飾に係る具体的内容を記載することとし、ブース形状については、展示会場内全体の動線及び山形県ブース内での来場バイヤーの動線を意識した四面開放のデザインとすること。 ※ 来場バイヤー向け動画の制作・発信の概要、背負い看板及び手提げ袋のイメージ（画像等）についても記載すること。 ②経費見積書（任意様式）
提出部数	各 7 部（正本 1 部、副本 6 部）
提出先	11 問合せ及び各種書類の提出先
提出方法	郵送又は持参 ※ 郵送の場合は、書留とすること。 ※ 持参の場合は、月曜日から金曜日（土日・祝日を除く）の 9 時から 17 時までとする。
注意事項	- 企画提案書の内容については、契約候補者を選定するためのものであり、当該企画提案の内容どおりに実施するものではなく、やまがた食産業クラスター協議会との協議により実施内容を決定する。 - より具体的な企画となるよう、問合せのあった事業者に対し、出展予定企業の情報及び装飾の希望等に関する事前アンケート結果を提供する。

7 企画提案に関する注意事項

（１）失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ・ 提出期限を過ぎてから書類が提出された場合
- ・ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・ 実施要領に違反すると認められる場合
- ・ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

（２）著作権、特許権等に係る責任

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負う。

（３）複数提案の禁止

提案（デザイン、配色、内容等）は 1 種類のみとし、複数の企画提案書の提出は認めない。

（４）返却等

提出書類は理由の如何を問わず返却しない。また、提出期限後の差替え及び再提出は認めない。

（５）費用負担

企画提案書の作成、提出など、企画提案に要する経費等は全て提案者の負担とする。

（６）その他

提案者は参加申込書の提出をもって実施要領等の記載内容に同意したものとする。

8 審査に係る事項

(1) 審査方法

審査はやまがた食産業クラスター協議会が組織する審査会が行い、審査項目に基づき、企画提案書の内容及び提案者によるプレゼンテーション等を総合的に審査のうえ、評価が最も高い提案者1者（以下「最優秀者」という。）と、次点の提案者1者（以下「次点者」という。）を選定する。

なお、提案者が1者のみである場合でも、提案内容について目的を十分に達成できるものであると判断できる場合は、当該者を最優秀者として選定する。

また、応募団体の数が5者以上の場合、審査会は書面による1次審査を実施し、(2)の審査会に参加する4者程度を選定する。

(2) 審査会

以下のとおり審査会を開催する。

項 目	内 容
開催日時	令和7年9月26日（金）午後3時～ ※ 個別の時間については別途通知
審査形式	・ 提出された書類及びプレゼンテーションにより行う。（会場等については後日通知）
所要時間	各提案者 25 分 ※ 説明 15 分、質疑応答 10 分
注意事項	・ 審査会は非公開で行い、審査過程に関する問合せには応じない。 ・ プレゼンテーションにおいては、先に提出する企画提案書のみ使用するものとする。 ・ 各提案者は、他の提案者のプレゼンテーション及び質疑応答を傍聴することはできない。 ・ 別途通知する指定の時間に遅れた場合は失格とする。

(3) 審査項目・審査の視点

審査項目	審査の視点
小間の配置	・ 出展事業者にとって利用しやすく、バイヤーにとって立ち寄りやすい配置となっているか。
山形県ブースの装飾	・ 山形県ブースであることが分かりやすく、インパクトのあるデザインとなっているか。
バイヤー向け動画の制作と発信及び手提げ袋	・ 山形県ブースへの集客を図るための出展企業並びに出展商品の情報発信が明確で効化的なものとなっているか。 ・ 山形県をPRできる手提げ袋となっているか。
成約向上に向けた独自企画	・ 山形県ブースでの成約向上に向けた独自企画は成果が見込めるものとなっているか。
管理運営体制	・ 委託業務について、体制・責任者が明確化されているか。 ・ 委託業務を実現できる実施体制があるか。 ・ 委託業務に要する経費の積算は妥当か。

9 契約の締結

審査結果に基づき、最優秀者と業務委託の契約に向けた手続きを行う。

基本仕様書の内容は提案された内容を基本とするが、最優秀者とやまがた食産業クラスター協議会との協議により最終的に決定する。

なお、最優秀者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかった場合はその選定を取り消すとともに、次点者と契約内容についての協議を行い、契約を締結するものとする。次点者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかった場合も同様とする。

10 その他

- 本委託業務の成果品の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 17 条第 1 項に規定する著作権をいう。）の全部は、やまがた食産業クラスター協議会に帰属する。
- スーパーマーケット・トレードショー運営事務局による正式決定後の小間割等に合わせて、企画の内容を修正する場合がある。

11 問合せ及び各種書類の提出先

やまがた食産業クラスター協議会 蔵増 由加里

住 所 : 山形市緑町一丁目 9 番 30 号 緑町会館 3 階

電 話 : 023-679-5081

F A X : 023-679-5082

E-Mail : food4@y-cluster.jp